

平成28年12月27日

第78回 神戸市個人情報保護審議会

はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業  
システムの仮想化基盤への移行及び情報  
項目の追加について

(保健福祉局)

神保高国第 2823 号

平成 28 年 12 月 27 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業システムの  
仮想化基盤への移行及び情報項目の追加について  
(条例 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業システムの  
仮想化基盤への移行及び情報項目の追加について  
(条例9条「利用及び提供の制限」に関して)

【後期高齢者医療被保険者情報】(○は今回新たに取得する内容)

住民基本台帳個人番号

後期医療被保険者番号

資格取得年月日

資格喪失年月日

神保高国第 2823 号-2

平成 28 年 11 月 14 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業システムの  
仮想化基盤への移行及び情報項目の追加について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業システムの  
仮想化基盤への移行及び情報項目の追加について  
(条例 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

電子計算機処理する個人情報

【住民記録情報】

住民基本台帳個人番号

区コード

氏名 (漢字・カナ)

通称名 (漢字・カナ)

AL氏名 (アルファベット・カナ)

生年月日

性別

住所

方書き

郵便番号

住民年月日

【後期高齢者医療被保険者情報】 (○は今回新たに記録する内容)

住民基本台帳個人番号

後期医療被保険者番号

資格取得年月日

資格喪失年月日

## はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業システムの 仮想化基盤への移行及び情報項目の追加について

### 1. 趣旨・概要

はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業は、高齢者の福祉増進を目的として、4月1日時点で、本市に在住する満70歳以上の方を対象に、1年間有効の施術料割引券を本人の申請に基づき交付するもので、これまで本市の単独事業として実施してきた。

本事業の実施にあたっては、交付の可否を判断するため、潜在的な対象者（神戸市民になった日が当年4月1日以前かつ、4月1日時点での満年齢が70歳以上の者）について、住民記録情報を利用し、利用者からの申請書と突合し、交付を行っている。

また、本事業は平成24年度より兵庫県後期高齢者医療広域連合からの補助金を新たな財源としており、後期高齢者医療被保険者情報を用いてその対象者を特定している。

現在、住民記録情報・後期高齢者医療被保険者情報については、ホストコンピュータ向けの情報を媒体で提供を受け利用しているが、平成28年12月末にホストコンピュータが廃止されるのに伴い、はり・きゅうシステム側で各システムと共通基盤経由で連携し情報の提供を受ける必要がある。

この、共通基盤経由で連携する新たな仕組みを構築するにあたり、情報化推進部が平成29年2月に構築するサーバ仮想化基盤上でシステムを構築し利用することにより、よりセキュリティ面においても安全が確保された状態で情報連携を実施したいと考えている。

なお、共通基盤経由のファイル連携を行うにあたっては、今までのホスト経由のファイルレイアウトが大幅に変更になっている（例：住所→住所名称・方書名称）ため、本事業で使用する個人情報についても同様にファイルレイアウトの変更が必要となる。

また、後期高齢者医療被保険者情報については、大幅なファイルレイアウト変更はないが、今回、後期高齢者医療の資格取得日・喪失日を取得し、制度利用者中における後期高齢対象者を正確に特定することで、補助金の計算をより厳密に行うために、利用する個人情報の追加を行う。

### 2. 効果

- ・ 正確に制度の対象者を特定することができる。
- ・ 制度利用者に対して、新たな負担を生じさせることなく、後期高齢医療対象者を正確、迅速、効率的に把握することができる。
- ・ 媒体紛失による個人情報漏洩のリスクが無くなる。

### 3. 実施計画

平成28年12月～平成29年3月システム開発・テスト

## 平成 29 年 3 月システム稼働

### 4. 処理件数

助成制度対象者	:	約 290, 000 人
割引券利用者	:	約 12, 000 人 (年間)
割引券使用枚数	:	約 32, 000 枚 (年間)

(平成 28 年 4 月末時点)

### 5. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき以下のとおり厳格に対処する。

また、システムの運用保守、帳票の印刷等の外部委託に当たっても、委託契約に基づき、同様に個人情報の厳格な取り扱いを徹底させる。

#### (1) システム上の保護

- ア. 端末の操作にあたっては、IC カードとパスワードによる認証を行い、端末の操作を関係職員に限定する。
- イ. 個人情報にかかるデータについては、端末機には保存させない。
- ウ. システムは庁内基幹業務系ネットワーク上に置かれたサーバ仮想化基盤上で起動し、端末はこのサーバ仮想化基盤からの画面転送を受ける。
- エ. 外部記録媒体へのデータ保存に際しては、サーバ仮想化基盤上より直接 USB 等の外部媒体を端末に認識させ、操作端末は経由させずに直接記録媒体への書き込みを行う。なお、外部記録媒体への記録に関しては、下記のケースを想定している。
  - ① 年度更新時の次年度用の印刷データの出力 (年 1 回)
  - ② 神戸市福祉鍼灸マッサージ師協会への支払いデータの出力 (年 5 回)
- オ. サーバ、操作端末のウィルス対策ソフトウェアのウィルス定義の更新は、庁内基幹業務系ネットワーク上に企画調整局情報化推進部が設置しているサーバから自動配信を受ける。

#### (2) 運用上の保護

- ア. サーバ設置スペースは常時施錠して立ち入りを関係者のみに制限する。
- イ. 端末は盗難防止ケーブルで机等に固定し、盗難防止措置を施す。
- ウ. パスワードは定期的に変更する。
- エ. 操作ログを保存する。
- オ. 保存年限を経過したデータは速やかに消去し、データ記録媒体はデータシュ

レッダーなどを用いて、記録内容を復元できないようにして確実に速やかに廃棄する。

- カ. 個人情報の適正な取り扱いを確保するとともに、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。また、個人情報の適正管理について点検を行う。



(参考資料) 神戸市はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業 概要

市が老人のはり・きゅう・マッサージ施術（以下「施術」という。）に要する施術料の一部を助成することにより、老人の福祉の増進を図ることを目的とする。

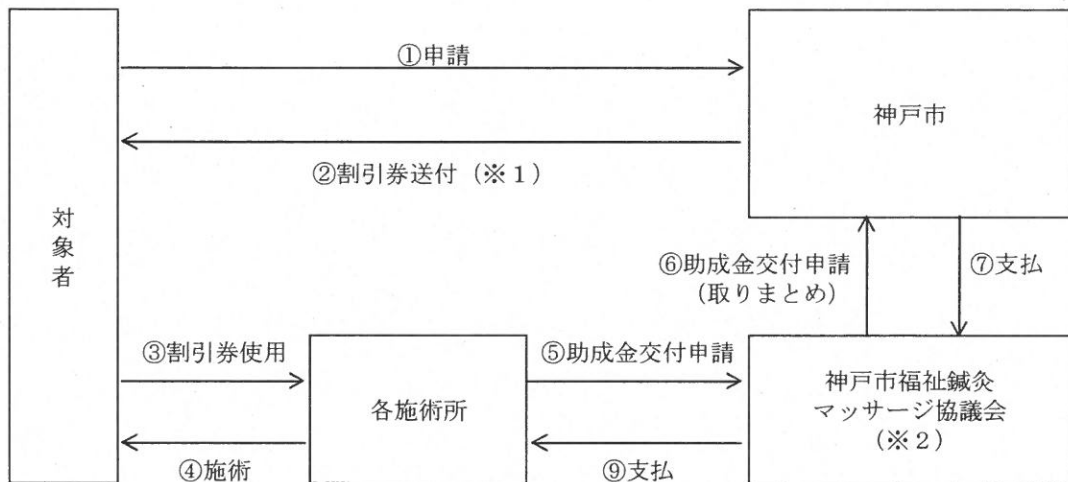
○受給資格要件

4月1日現在、神戸市内に住所を有する満70歳以上のもの

○助成内容

1人3回を限度として、施術1回につき1,000円を施術者に助成する。  
助成の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

○助成の流れ



※1 1,000円×3枚。一度申請した方は、原則として次年度以降は申請不要。

※2 神戸市から、はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業における助成金交付申請の取りまとめ及び各施術所への支払業務等を委託

はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業システムの  
仮想化基盤への移行及び情報項目の追加について

